

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ケイユー観光 (法人番号: 7050001032510) 代表者 渡邊勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県結城市上山川2453 (本社営業所) 茨城県結城市上山川2578-15
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 400日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成29年9月29日及び平成29年10月10日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(6) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(8) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(10) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(11) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(12) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 40点 当該事業者の累積点数 40点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	奥久慈交通株式会社 (法人番号: 6050001026728) 代表者 阿久津健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常陸大宮市栄町1219-1 (本社営業所) 茨城県常陸大宮市栄町1219-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 事故の未届出(運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	橙雅交通株式会社 (法人番号：7050001008394) 代表者 宇津伸郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市平町1108-4 (本社営業所) 茨城県笠間市平町1108-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 240日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成29年12月19日及び平成29年12月26日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 24点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社さつき観光バス (法人番号: 2030002020999) 代表者 高橋勝司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野1-25-9 (本社営業所) 埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野1-25-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月31日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	常南交通株式会社 (法人番号：8050001018046) 代表者 笹目博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県つくば市榎戸433-2 (本社営業所) 茨城県つくば市榎戸433-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グローバルジャパン (法人番号: 8030001058564) 代表者 川村照夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市大字吉田1047 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷1038-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月22日及び平成30年3月1日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(5) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	西山俊夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都小平市上水本町2-5-6 (稲城営業所) 東京都稲城市押立760
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年4月25日及び平成30年4月27日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社夢湖観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市大字所久喜748-1 (東京営業所) 東京都足立区大谷田4-10-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月15日及び平成30年5月22日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイビーエス (法人番号: 2010401090141) 代表者 奥谷恭一
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東新橋1-10-1-2401 (神奈川営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月12日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社 (法人番号：9010801024163) 代表者 溝口晴美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糞谷3-15-5 (羽田営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月30日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)